

いじめに関する現状と課題
本校のいじめの認知件数は、年間数十件で推移している。早期発見と早期対応により、陰湿ないじめに発展することなく解消することができた。しかしながら、認知していないいじめが起きている可能性もあり、より多角的に児童の様子を把握し、いじめの早期発見に努める必要がある。 また、学年が上がるにつれて児童のスマートフォン・携帯電話の所持率が上がっていることから、児童・保護者の情報モラルの意識を高めていく必要がある。さらに、GIGAスクール構想による一人一台端末を有効活用することで、児童の情報モラルの意識を高めていきたい。 児童一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、全ての学校の教育活動の中で、いじめに気づき、いじめを許さない実践的な態度を全教職員が組織的に育成する必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方		
・ いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」との認識の下、家庭・地域と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見に努める。 ・ いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得るものと認識し、いじめの積極的な認知に努めるとともに、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。 ・ いじめの疑いがあることが確認された場合直ちに全ての教職員が情報を共有し、連携して組織的に対応する。 ・ 単に児童がいじめを行わないということだけでなく、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響について全ての児童が十分に理解し正しい行動ができるよう、教育活動全体を通じて計画的に指導する。		
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
・ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載すると共に、年度初めに保護者にPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。 ・ PTA人権教育講演会、研修会を通じて、保護者の人権意識を高めるとともに、情報を得て取組の改善の場とする。 ・ 情報モラル教育を保護者対象に実施する。 ・ 学校運営協議会委員やまちづくりの方々の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。	いじめ対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催〉 ・ 年3回（学期）いじめを認知したとき 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・ 直後の職員会議、終礼等 〈構成メンバー〉 ・ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事 養護教諭・特別支援・関係担任等 ※状況により次のメンバーを召集する。 PTA会長・スクールカウンセラー・警察等 全 教 職 員	〈連携機関名〉 倉敷市教育委員会 〈連携の内容〉 いじめについての相談 〈学校側の窓口〉 生徒指導担当

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	〈職員研修〉 ・ 教職員の指導力向上のための研修として、生徒指導担当者が校外で研修したことを基に、職員研修を行う。 〈人権意識の高揚と人間関係づくり〉 ・ 年間2回の人権月間を設定し、学級の人権目標の設定と振り返り、友達集会の実施や人権ポスターの作成、教育相談などに集中的に取り組む、人権意識の高揚と温かい人間関係づくりに努める。 〈情報モラル教育〉 ・ ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できるための情報モラルに関する授業を各学年で行う。 ・ 道德教育によって、生きる上で基盤となる道徳的価値の形成を図り、自己の生き方についての指導を充実する。
② 早 期 発 見	〈実態把握〉 ・ 年間2回の教育相談中の生徒指導アンケート及び教育相談とともに日常の児童観察を丁寧に行い、全ての職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、いじめの早期発見に努める。 〈相談体制〉 ・ 学級担任だけでなく全ての教員が誰でもいつでも相談に乗ることができることを児童に周知するとともに、教師はカウンセリングマインドやスキルを磨き、児童が安心して相談できる体制を整える。 〈情報の共有〉 ・ 児童の気になる変化や行為を朝礼・終礼・職員会議等で報告し、情報の共有化を図る。 〈家庭への啓発〉 ・ 積極的ないじめの認知につながるように、家庭での児童の様子を把握するためのポイントを載せたパンフレットや学校便りを配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	〈いじめの有無の確認〉 ・ 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかにいじめの有無を確認する。 〈いじめへの組織的な対応の検討〉 ・ いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 〈いじめられた児童への支援〉 ・ いじめがあったと確認された場合、いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、該当児童及び保護者に対しての支援を行う。 〈いじめた児童への指導〉 ・ いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼすことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。